

介護保険住宅改修の手引き



(令和7年5月発行)

東かがわ市市民部長寿保健課

目 次

1	住宅改修費の支給要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	住宅改修費の支給申請の手続き・・・・・・・・・・	1
3	住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項・・・・・・・・	2
4	支給限度額の例外・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	【参考1】厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類・・・・・・・・	5
	【参考2】書類の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	【参考3】住宅改修Q A・・・・・・・・・・・・・・・・	9



1 住宅改修費の支給要件

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた被保険者が、手すりの取付けや段差の解消その他厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときに支給されます。

(1) 支給限度額等

- ① 住宅改修費は、被保険者が現に居住する住宅（住民登録している住所）について行われたもので、かつ被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に支給します。借家の場合等、所有者が被保険者以外の場合は、建物所有者の承諾書が必要です。
- ② 住宅改修費の支給限度基準額は20万円です。このうち、住宅改修に要した費用で介護保険の対象となる部分について9割(8割または7割)に相当する額を保険給付します。支払いは、いったん費用の全額を被保険者が負担し、のちに9割(8割または7割)の払戻しを申請する「償還払い」と被保険者が1割(2割または3割)の自己負担額を施工業者に支払い、市が9割(8割または7割)を施工業者に支払う「受領委任払い」があります。
- ③ 住宅改修費は、対象とならない工事種類の場合には保険給付できません。また、保険対象となる工事費用の総額が支給限度基準額の20万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。

(2) 対象となる人

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた被保険者

(3) 対象となる住宅改修の種類（5ページ参照）

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2 住宅改修費の支給申請の手続き

(1) 事前相談

住宅改修をしようとするときは、事前に居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

(2) 施工業者との打ち合わせ

施工業者を選定し、見積書（工事費明細書）・図面の作成を依頼します。

※業者の指定はありません。

(3) 事前申請

市に介護保険住宅改修費の事前申請をします。

※事前申請はケアマネジャーの方が行ってください。施工業者の方の代行申請はできません。

○必要な書類

- ①住宅改修が必要な理由書
- ②見積書（工事費明細書・対象工事内容のわかるもの）
- ③図面（平面図等）
- ④改修前の写真（日付入りのもの）
- ⑤承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が、被保険者でない場合）

(4) 確認

事前申請書類をもとに受給資格の有無、給付対象工事かどうかの確認を行い、提出された書類に「確認済」である旨を記載し返却します。

※必要に応じ、施工前の状況確認のため調査に伺うことがあります。

(5) 工事施工

市から事前申請書類の返却を受けた後、着工します。

※事前申請書類返却前に事前着工を行った場合は、保険給付の対象外となります。

(6) 住宅改修費支給申請

工事完了後、市に次の書類を提出します。

- ①介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ②事前申請書類
- ③領収証
- ④請求書（工事費明細書）※事前申請時の見積書と変更無い場合は省略可
- ⑤改修後の写真（日付入りのもの）
- ⑥受領委任払い用の委任状（受領委任払いの場合）

(7) 審査

市は改修後の写真、工事費明細書等から工事が適切になされたかを確認し、保険給付額を決定します。

※必要に応じ、工事施工状況確認のため調査に伺うことがあります。

(8) 支給決定通知書の送付

国保連合会からの支給決定データ確認後に被保険者に支給決定通知書を送付します。

(9) 支払

支給決定通知書送付月の25日が振込日になります。

※25日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日が振込日になります。

3 住宅改修費の支給申請及び添付書類についての留意事項

(1) 事前申請時に必要な書類

① 住宅改修が必要な理由書

住宅改修が必要な理由書は、介護支援専門員等が被保険者の心身の状況および日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してください。

- ② 見積書（工事費明細書）＊被保険者宛ての見積書が必要です。

見積書（工事費明細書）は、工事を行う箇所、内容および規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。見積りは複数の業者から取るようにしてください。

- ③ 図面（平面図等）

改修前・改修後の両方の図面を提出してください。手すりの取り付けのみ等、一枚の図面で改修前と・改修後の状況が分かる場合は一枚でかまいません。

過去に住宅改修を行った箇所があれば、その箇所も図面に記載してください。

※ 改修箇所のみの図面ではなく、家全体（生活範囲）の図面が必要です。

- ④ 改修前の写真

改修箇所ごとの写真とし、現状（段差の有無等）が分かるようにしてください。また、撮影日がわかるものとしてください。

- ⑤ 住宅の所有者の承諾書

住宅改修を行う被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、住宅改修について所有者の承諾書が必要です。

（２）工事完了後に必要な書類

- ① 介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ② 事前申請書類

- ③ 領収証 ＊被保険者宛ての領収書が必要です。

※ 受領委任払いの場合

給付対象額に10分の1（10分の2または10分の3）を乗じた額（1円未満の端数は切り上げ）が領収金額になります。

（例１）改修費用の額が 133,333円の場合

利用者負担額＝ $133,333 \times 1/10 = 13,333.3$ 円

≒13,334円（1円未満の端数切り上げ）⇒ 領収金額

（例２）既に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行った場合

（支給限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円－133,333円

＝66,667円・・・支給限度額（支給対象となる額）

（支給限度額を超える改修費用の額）＝90,000円－66,667円

＝23,333円・・・支給限度額を超える額（支給対象とならない額）

利用者負担額＝ $66,667 \times 1/10 + 23,333$ 円

＝6,666.7円＋23,333円＝29,999.7

≒30,000円（1円未満の端数切り上げ）⇒ 領収金額

- ④ 請求書（工事費明細書）

※ 事前申請時の見積書と変更が無い場合は省略可

- ⑤ 改修後の写真

※ 撮影日がわかるものとします。

- ⑥ 受領委任払い用の委任状（受領委任払いの場合）

4 支給限度額の例外

(1) 3段階リセット（要介護等状態区分が3段階以上上がった場合）

- ・初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として3段階以上要介護等状態区分が上がった場合に、再度、20万円まで支給可能（3段階リセット）となります。
- ・基準となる要介護等状態区分から3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回のみ適用されます。

※要介護状態等区分とは、要支援と要介護状態区分を合わせた区分をいいますが、要支援2については要介護1と同様の状態であり、住宅改修の必要の程度を図る目安としては、同じものとして整理することとなります。したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護状態区分は3段階上がりますが、介護の必要性を図る目安（段階）は2段階の上昇にとどまっており、支給限度額はリセットされないこととなります。

（3段階リセットの例）

- | | | |
|---------------|---|----------------|
| ●要支援1 | → | 要介護3・要介護4・要介護5 |
| ●要支援2 又は 要介護1 | → | 要介護4・要介護5 |
| ●要介護2 | → | 要介護5 |

(2) 転居リセット

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能（転居リセット）となります。
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前の住宅に係る支給状況で支給限度額を判断します。

【参考 1】

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

1 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。※貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

※ 貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内のこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

※ 昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、引き戸等の新設（扉の取替えと比較し費用が低廉に抑えられる場合）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

※ 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。

※ 購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

※ 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみは含まれない。

※ 非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取付け…手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 段差の解消…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床又は通路面の材料の変更…床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え…便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）便器の取替えに伴う床材の変更

【参考2】書類の記入例

介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

	サヌキ タロウ	保険者番号	3 7 2 0 7 8									
被保険者氏名	讃岐 太郎	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
生年月日	明・大・昭 12年 1月 2日生	性別	男・女									
住所	〒769-2792 東かがわ市〇〇123番地											
住宅の所有者	讃岐 次郎	本人との関係										
改修の内容・箇所および規模	手すり ①浴室 3か所 ②廊下 5か所 ③トイレ 2か所	業者名										
		着工日	令和元年 10月10日									
		完成日	令和元年 10月15日									
改修費用	133,333円 (13,334)											
東かがわ市長 殿 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 令和元年 11月 1日 住所 東かがわ市〇〇123番地 申請者 電話番号 0879-12-3456 氏名 讃岐 太郎												

(注意) 事前申請として、必ず着工前に介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、住宅改修に要する費用の見積書、住宅改修の完了予定の状態がわかるもの(写真、施工図、平面図など)、住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行った住宅の所有者が、当該利用者でない場合に限り)の提出が必要です。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を次の支払い方法により処理		☐ 償還払い(口座振替) ☒ 受領委任払い(口座振替)										
支払方法 依頼欄	口座振替先	銀行	本店	種目	口座番号							
		〇〇 信用金庫	△△ 支店	1普通預金								
		信用組合	出張所	2当座預金								
		農協		3その他	5 5 5 5 5 5 5							
		金融機関コード	店舗コード									
		1 1 1 1	2 2									
		フリガナ	カ) マルサンカクコムデ									
		口座名義人	株式会社〇△工務店 代表取締役 香川 二郎									

口座振替委任欄

上記の支給の受領方を口座名義人
お願いします。

年 月 日

被保険者(申請者)

印

(受領委任払い用の委任状)

別記様式（第4条関係）

令和元年11月1日

東かがわ市長 様

被保険者の情報

申請書と同じ印鑑を押印すること。

申出者（委任者） 住 所 東かがわ市〇〇123番地
氏 名 讃岐 太郎
電話番号 0879-12-3456

申請書と同じ日付

介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び介護保険居宅介護（介護予防）
住宅改修費の受領に関する委任状

私は、次の者に令和元年11月1日の申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具
購入費及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する権限を委任します。

工事施工業者の情報

受任者 住 所 東かがわ市△△456番地
氏 名 株式会社〇△工務店
代表取締役 香川 二郎
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号 0879-78-9123

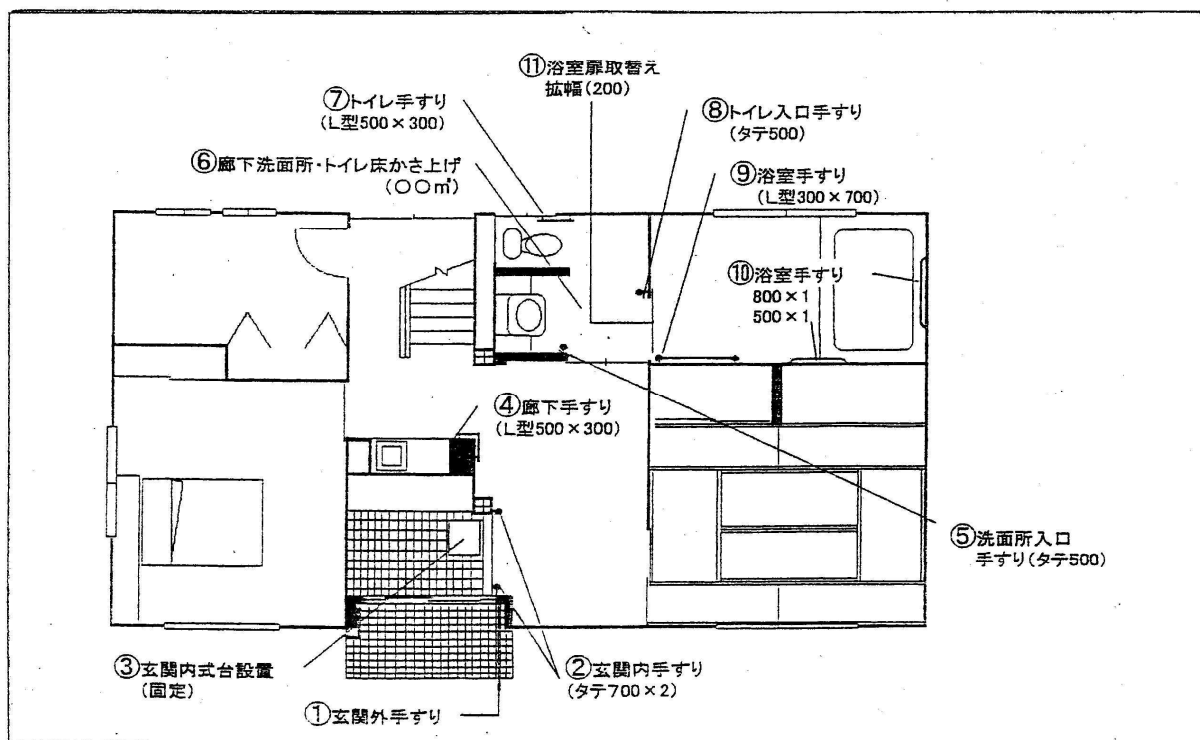


領 収 書

申請者(被保険者)の名前 讃岐 太郎		領 収 証 令和元年 10 月 25 日		領収日は必ず記入してください。
領収金額 ¥10,867		領収金額は、工事明細書の合計金額、申請金額と一致すること		収入印紙
し、手すり等取り付け工事 上記金額正に領収致しました				
受領委任払いの場合は、1割(又は2割または3割)の利用者負担額(1円未満の端数は切り上げ)		東かがわ市△△456番地 株式会社○△工務店 代表取締役 香川 二郎 印		

見積書と同じ業者印を押印してください。

平 面 図 * 生活動線も記入してください。



【参考3】住宅改修 QA

1. 手すりの取付け

【老朽化した手すりの取り付け】

- Q 設置している手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は対象となるか。
- A 単に老朽化したという理由であれば対象となりません。

【手すりの形状】

- Q 手すりには、円柱型等の握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。
- A 支給対象となります。被保険者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

【福祉用具貸与の対象である手すりの設置について】

- Q 福祉用具貸与の対象となっているトイレの手すりを用いて住宅改修を行った場合、トイレの手すりを住宅改修費として請求できるか。
- A 当該手すりをトイレの床面等に固定する工事を伴うものであれば住宅改修費として請求できるものと考えます。

【段差解消・手すりについて】

- Q 玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。
- A 対象です。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置・通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

【段差解消・手すりについて】

- Q 玄関下駄箱への手すりの取り付けは住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。
- A 下駄箱が固定されており安全性に問題がなければ対象となります。

2. 段差の解消

【玄関以外のスロープについて】

- Q 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。
- A 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、住宅改修の支給対象となります。

【浴室の段差解消工事について】

- Q 段差を解消するため浴室に「すのこ」を制作し、設置する場合は住宅改修の対象となるか。
- A 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助具の浴室内すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

【廊下のかさあげ】

- Q 居室等と廊下に段差があり、この段差を解消するために「廊下をかさあげする工事」は、給付対象としてよいか。
- A 質問にあるような居室と廊下の段差解消には、敷居の改修やスロープの設置が想定されるが、それらによることができないと判断される場合は、対象となります。

【床段差解消工事に伴うコンセントの配線工事について】

- Q 床段差解消工事に伴い、既存の電気コンセントが利用できなくなったため、新たにコンセントを段差解消した床より高いところに配線しなおした場合は給付対象になるか。
- A 付帯工事となります。

【敷地内の段差解消について】

- Q 玄関から門扉以外の住宅周辺の飛び石を撤去し、段差を解消する工事は、支給対象になるか
- A 家の周囲を移動するための工事は、対象となりません。

【母屋と離れの間の渡り廊下について】

- Q 母屋と風呂場のある離れが隣接している場合、二つの建物の間に手すりを設置する工事は、住宅改修の手すりの取付け工事として保険給付の対象となるか。
- A 保険給付の対象となります。

【ユニットバスによる段差解消・床材の変更の可否について】

- Q 浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行なう場合、給付の対象とすることは可能か。
- A 経費を按分することが可能であれば、給付の対象とすることができます。

【段差解消機等の設置について】

- Q 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、住宅改修の支給対象となるか。
- A 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外です。また、手動式のものであっても支給対象外となります。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

- Q 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。
- A 式台については、持ち運びが容易でないものは段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。（金具等で固定した場合は、固定したことが分かる写真を添付してください。）また、上がり框を2段にする工事は段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

【昇降機設置のための犬走り撤去について】

- Q 掃き出し窓の下に居室の出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため撤去したい。撤去費用は、段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象となるか。
- A 昇降機の設置は住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

【ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置について】

- Q ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費の支給の種類に該当しないと考えられるが該当するか。
- A 該当しません。

【洗面台の取り替え】

- Q 車椅子で生活している人が、現在の洗面台では車椅子がつかえてしまい、顔を洗うのに不自由なため、車椅子でも利用しやすい洗面台に取り替えたいとのことだが、住宅改修に該当するか。
- A 住宅改修の種類には無いので、保険給付の対象とはなりません。

【水道の蛇口の取り替え】

- Q 台所の洗面台の蛇口を力が弱くてもひねられるものに取り替える場合は、給付対象になるか。
- A 住宅改修の種類には無いので、保険給付の対象とはなりません。

3. 滑り防止・移動の円滑化

【床材の表面加工について】

- Q 滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつける等)は住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたリカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。
- A いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出ていたり、あまりに滑りが悪いと、つまづき転落する危険性もあるので、工事にあたっては十分に注意が必要です。

【カーペットの取り扱い】

- Q 滑りの防止及び移動の円滑化等を目的にカーペットを敷くことは、「滑りの防止及び移動の円滑化のための通路面の材料の変更」に該当するか。
- A 敷くだけでは支給対象となりません。なお、滑りの防止及び移動の円滑化等を目的にカーペットやクッションフロア等を貼り付ける場合は、その効果が判断できるようカタログ等の添付が必要です。

【廊下の床の取替えについて】

- Q 廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることも、「移動の円滑化」として給付対象と考えてよいか。
- A 老朽化や物理的、化学的な磨耗、消耗が理由であれば、給付対象外です。

【設置工事の必要のない滑り止めのための床材について】

- Q 工事や取付けの作業を要さず(床への張り付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事を要さず、床段差解消にも該当しないことから、住宅改修の対象にならないと考えるがどうか。
- A 床に置くだけであれば、住宅改修に該当しません。

【廊下に設置されている洗面台の移動に係る経費について】

- Q 車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象か。
- A 住宅改修の対象にはなりません。

【浴室の床材の変更について】

- Q 厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち「滑り止め防止及び移動の円滑化等」のための床材変更は、「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」とある。これについては、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くことも対象になるか。
- A マットを浴室内に敷くだけであれば、住宅改修の対象となりません。

【通路面の材料の変更について】

- Q 通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。
- A コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は、付帯工事として支給対象となります。

4. 扉の取替え

【扉工事について】

- Q 扉は取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。
- A 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取り替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

【引き戸の取替え工事について】

- Q 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は、住宅改修の支給対象となるか。
- A 支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

【扉の拡張と位置の変更】

- Q 車いす利用者が浴室の扉をひとりで閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としていいか。
- A 身体状況に基づいた理由による改修ならば可能です。

【開き戸の調整工事について】

- Q 開き戸が大きく開くため、開く具合を小さく調整する工事を行った場合、給付対象として認めていいか。
- A 本人の身体状況に合わせて改修を行うのであれば、給付対象と考えられます。

5. 洋式便器等への取替え

【洋式便器への便器取替え工事について】

- Q 和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは、住宅改修の支給対象となるか。
- A 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、洗浄便座一体型の洋式便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。

【既設洋式便器への洗浄機能の取付け工事について】

- Q 既設の洋式便器の便座を、洗浄機能が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の対象か。
- A 介護保険で便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しています。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外です。

【和式便器の腰掛け式への変換について】

Q 和式便器の上に置いて腰掛け式にするのは住宅改修に該当するか。

A 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

【洋式トイレの向きを変える場合について】

Q 障害に適応するように、現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は、住宅改修の対象としてよろしいか。

A 洋式便器等への便器の取替えとして対象になります。

【洋式便器の改修工事について】

Q リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。

① 洋式便器をかさ上げる工事

② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合

③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A ①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象とはなりませんが、適した高さにするために取り替えるという理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差し支えありません。③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入の支給対象となります。

【洋式トイレの新設について】

Q 居室から遠い和式トイレを取り壊し、居室近くにトイレを新設する場合給付対象に該当するか。

A 和式便器を洋式便器に取替えたものと考えられるので「洋式便器等への取替え」に該当します。既存のトイレがそのままであれば該当しません。既存のトイレを取り壊すのであれば、便器の取り替えとして給付の対象となります。

【居室横に洋式トイレを移設する場合について】

Q 要介護者の住む居宅の改修時に、要介護者の状態を勘案し、居室横(近く)に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の対象としてよろしいか。なお、居室から遠く古い和式トイレは撤去します。

A 和式便器を洋式便器に取り替えたものと考えられるので「洋式便器等への取替」に該当します。

【洋式便器への取替えを行った場合における住宅改修告示第6号の範囲】

Q 男性用、女性用それぞれ個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第6号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよろしいか。

A 個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断することになります。なお、単に壁を撤去するというだけでは、付帯工事には該当しないものと考えます。

【一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について】

Q 同一世帯に2人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え（和式から洋式）は妻（要介護1）、トイレの床段差の解消と手すりの取り付けについては夫（要支援）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。

A 重複しなければ可能です。

【便器の取替えに伴い認められる水洗化工事の範囲】

Q 便器の取替えに伴う給排水設備工事は「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われますが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する枡からトイレまでの排水管工事を指すのか。

A 非水洗化の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、「水洗化」工事は対象にならない。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、排水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

【トイレ改修に伴う仮設トイレの設置費について】

Q 和式便器から洋式便器に改修する際、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となるか。

A 付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象となりません。

【身体障害者用トイレへの取り替え及びそれに伴う床面積の拡大等について】

Q 車いすで生活している被保険者が近日退院予定であるが、既存のトイレでは自力で排泄できない。トイレ改修を計画しているが、住宅改修費の支給対象となりますか。①既存のトイレでは、車イスでの方向転換ができないので、既存トイレ横の押入を潰し、トイレの床面積の拡大②手すり便器の両横に取り付けるが、そのスペースが必要なため、便器を若干横に移動③トイレの床材を滑らない床材に変更（支給対象は、現在のトイレの床部分のみか、広げた床全体か）④現在の洋式便器では幅が広く足が広がらないため排泄が困難であることから、身体障害者用の横幅が狭く、車イスと同じ高さの洋式便器への取り替え

A ①住宅改修の種類には該当しないので対象外②対象③広げた部分も対象となる。ただし、床材を変更する必要性を慎重に検討すること。④対象

6. 支給申請関係

【工事内訳書について】

- Q 工事内訳書で材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。
- A 工事内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。

【領収証について】

- Q 領収証は写しでもよいか。また、領収証の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際には代金を支払うのは家族・親戚等である場合、現実の支払者あての領収証をもって代えることは可能か。
- A 写しでも差し支えありません。領収書は被保険者名としてください。

【添付写真の日付について】

- Q 申請書に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合どうすればよいか。
- A 黒板等に日付を記入して写真を撮る等して、日付を写真に写し込むといった取り扱いをしてください。

【住宅改修における写真の現像等に必要な費用について】

- Q 住宅改修の申請に添付する写真の現像料等については、申請者（被保険者）の負担としてよいか。
- A 申請者（被保険者）の負担としてよいと考えます。

【住宅改修申請の時効の起算日について】

- Q 住宅改修申請の時効は2年とのことですが、その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日か。
- A 支払日を基準にします。

【支給申請書の提出について】

- Q 住宅改修の支給申請書は毎月何日頃までに提出すればよいか。
- A 領収日が前月以前のものを毎月10日頃までに提出してください。領収日が前月以前のものについて国保連合会へ審査依頼します。
- (例) 領収日が10月以前のもの ⇒ 11月10日頃までに支給申請書を提出 ⇒ 審査依頼
⇒ 支給決定通知書送付（12月上旬） ⇒ 12月25日支払
- *領収日が11月のものは審査依頼が12月になりますので、支払が1月になります。

7. その他

【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

- Q 住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に、手すりを取付ける場合は、給付対象となるか。
- A 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

【賃貸住宅退去時の改修費用について】

- Q 賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。
- A 住宅改修の支給対象とはなりません。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

- Q 被保険者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。
- A 介護保険の住宅改修は、現に居住する住所を対象としており、住民票上の住宅のみが対象となります。この場合、子の住宅に住民票が移されていれば介護保険の住宅改修の対象となります。

【入院（入所）中の住宅改修について】

- Q 要介護者が、医療機関に入院中に住宅改修を行い、改修費の支給申請を行うことは可能と考えるが、介護保険施設入所者が、施設の退所を前提に当該施設入所中に住宅改修を行うことは可能か。
- A 入院中の場合は、住宅改修が必要と認められないので、住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられるので、入院中に事前に住宅改修を行うことは可能です。なお、住宅改修費の支給申請は退院後になります。施設を退所する場合も、本来退所後に住宅改修を行うものですが、入院中の場合と同様になります。なお、退院・退所前に死亡した場合は支給申請できません。

【家族が行う住宅改修について】

- Q 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。
- A 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とすることが適当です。

【住宅改修中に被保険者が死亡した場合の取扱いについて】

- Q 住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合には、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。又は、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。
- A 死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請できます。

【施設から一時帰宅のための住宅改修について】

- Q 月に数回施設から帰宅するための住宅改修は、介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、この場合は住宅改修に該当しないと判断してよいか。
- A 施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様と考えます。

【住宅改修中に被保険者が入院した場合の取扱いについて】

- Q 在宅サービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が着工後に容態の急変により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修の申請があった場合、支給は可能か。
- A 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

【支給限度額の算定方法について】

- Q 住宅改修の合計が20万円に達するまで、何度でも申請できるのか。
- A 可能です。また次の場合に限り、特例として改めて20万円まで支給を受けることができます。①最初に住宅改修の支給を受けたときと比較して要支援及び要介護状態区分が3段階以上あがった場合、②転居した場合

【住宅改修が必要な理由書を作成する者について】

- Q 住宅改修が必要とする理由書を作成する者について。
- A 理由書を作成する者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員等としますが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修の相談、助言を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれます。ただし、当該書類を作成しようとする者が当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画等を作成している者とが異なる場合は、十分に連絡調整を行う必要があります。

【受領委任払いの対象について】

- Q 受領委任払いの対象者に条件はあるのか。
- A 市の要綱に基づき、事業者を受領委任することができる被保険者は次の全てに該当しないことが条件となります。
- ①介護保険法第21条第1項に規定する第三者行為により生じた住宅改修
 - ②介護保険法第66条第1項に規定する支払方法の変更の記載を受けている者
 - ③介護保険法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の支払の一時差止めを受けている者
 - ④介護保険法第68条第1項に規定する保険給付差止めの記載を受けている者
 - ⑤介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者